



児童遊園地が近く完成

—伝法など5カ所に—

ページの案内

- 新住居表示……2
- 火災統計……3
- 漢字教育……4
- 交通傷害保険……5
- おしらせ……6

こどもたちに健全な遊び場を与えようと、市は伝法など5カ所に児童遊園地の建設をすすめていましたが、近く完成します。

こんどつくるる児童遊園地は、伝法（山神社）、宇東川（山神社）、上中（富士川提防外）、田子（八幡神社）依田橋（左富士神社）の5カ所です。工費は1カ所100万円です。デイズニージム（総合遊具）、グローブジャングル、ブランコ、鉄棒などが備えられています。

なお、これで市内の児童遊園地は18カ所になりましたが、このほか市内には児童の遊び場が約120カ所にあります。

〈写真は伝法児童遊園地で元気に遊ぶよい子たち〉

吉原地区の市街地は5月1日から新しい住居表示が実施されます。新しい住居表示は、昨年、富士駅北周辺地区ですでに実施しましたが、第1次計画の後期事業として吉原地区が実施されることになったものです。なお、この住居表示整備事業は、3月定例会市議会に上程され、議会の議決を得てから実施されます。



吉原地区に新しい住居表示

5月1日から実施
対象は32町内

新しい住居表示が実施されるのは、東本通り1・2・3、宮町、吉原本町1・2・3・4、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、荒田島2、新通り、緑町、依田原1・2・3・4、南町、宮川町、東国窪、日吉町1・2・3、昭和通り、住吉町、幸町、大和町、錦町、青島、津田の32町です。対象面積は1.27平方キロで約3,000世帯が対象になります。

富士市の住居表示は、道路、河川、水路、鉄道などの恒久物で町の境界を定める街区方式を採用しています。この街区方式は、町の一定の区域に「街区符号」をつけます。さらに、街区の中の各戸に住居番号をつけます。

たとえば、
富士市吉原87番地 の人は
富士市吉原1丁目1番1号 と表示方法が変わります。本籍地を書く場合は「富士市吉原1丁目86番地」となります。

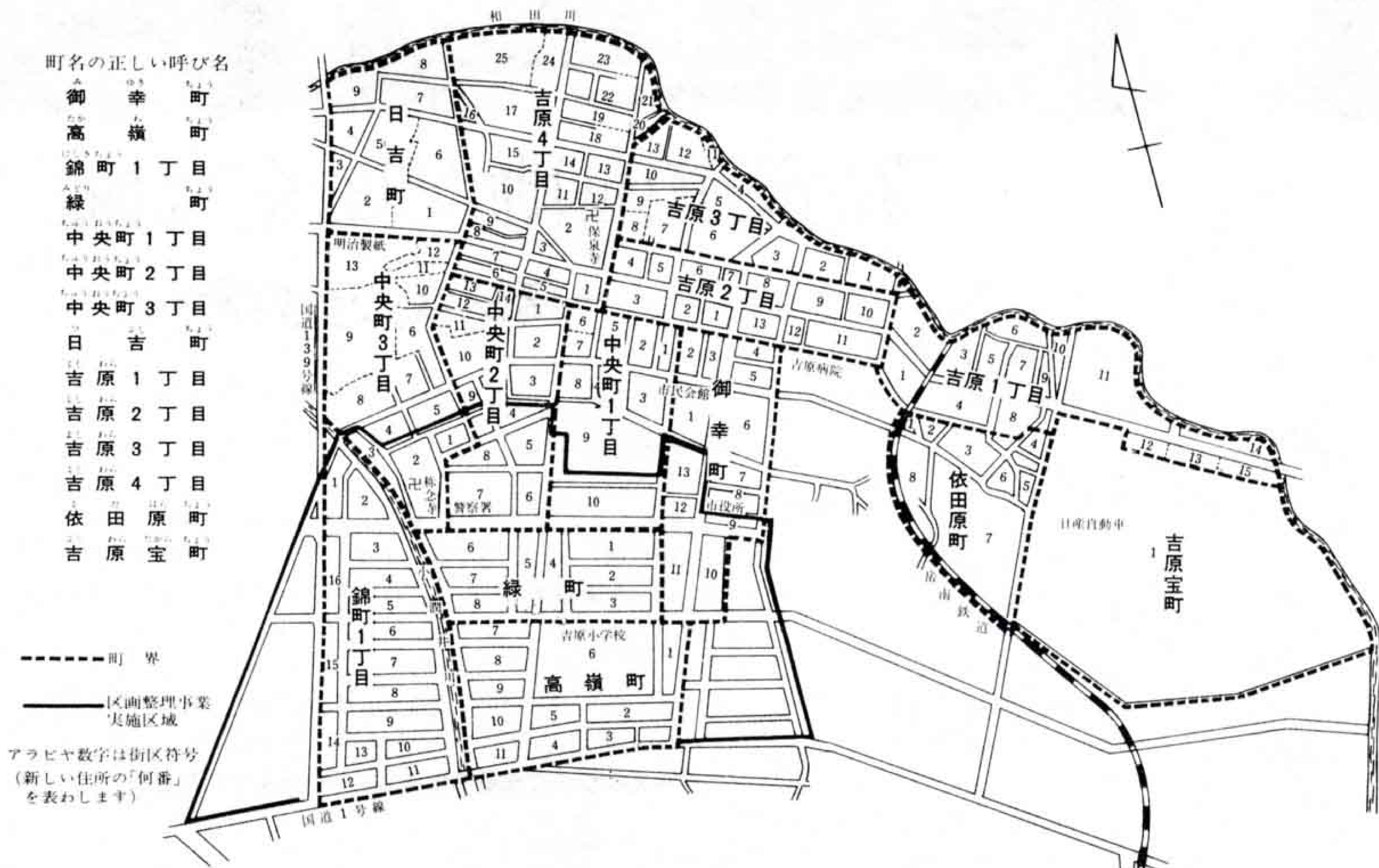
なお、青島津田区画整理事業を実施している区域の人が、本籍地を書く場合は異なります。土地区画整理法では、換地処分公告があった翌日でない、字を

町に変えることができません。そこで、その間は現在の字と地番で本籍を書くようになります。

たとえば
現住所 富士市高嶺町6番1号
本籍地 富士市荒田島92番地
と書きます。

新しい住居表示が実施されると、なれるまでたいへんと思いますが“わかりやすい住居表示”にするため、みなさんのご協力をお願いします。なお、実施区域のみなさんには、新しい地番をハガキでお知らせします。

新しい住居表示図





昭和43年火災統計

多いタバコの不始末

市消防本部から昭和43年の火災統計が発表されました。

これによると、昨年1年間に市内で発生した火災は102件で、死者1人、負傷者23人、損害額2億2,902万円の被害をだしています。

昭和42年とくらべると、件数は6件、負傷者は13人、損害額は1億3,675万円それぞれ多くなっています。

それでは、これを発生原因別、発生月別、発生地域別などについてみてみましょう。

出火原因別では、たばこの不始末が17件でもっとも多く、ついでたき火によるもの13件、放火または放火のうたがいがあるもの9件、火遊び8件の順となっています。昨年にくらべると火遊びは少なくなりましたが、たばこ・たき火・放火による火災は大幅に増えています。とくにたばこによる火災は工場、作業場でそのほとんどが発生しています。

月別の発生状況を見ると、2月が20件1月と4月が12件、11月が10件の順になっています。ところが、損害額では7月が6,309万円・11月が5,910万円・8月が5,200万円の順になっており、件数と損

害額は比例していません。これはストーブや電機器具を多く使う冬は火災予防に注意しますが、夏は“火”に対する注意がおろそかになるためと思われます。火災はわたしたちのちよつとした不注意で発生します。つねに“火”の取り扱いには注意したいものです。

発生状況を地区別にみると、いままで発生率の高かった伝法、富士地区が少なくなりましたが、今泉、鷹岡地区が大幅に増えました。なお、須津地区では昨年

は1件も火災が発生しませんでした。

火災の種類別では、建物火災が61件でもっとも多く、車両火災12件、林野火災7件の順となっています。建物火災のうち、住宅火災は少なくなってきていますが、工場や作業場の火災は依然として少なくなりません。なお、工場火災のうち紙パルプ工場が11件もあり、損害額の大部分をしめています。

恐しい火災を防ぐため、お互いに“火の元”には十分注意してください。ちよつとの不注意があなたの生活を不幸にしています。

最近5ヶ年の火災発生状況表

年別	区分	火災件数	焼損棟数	り災世帯	焼損面積 (㎡)	損害額 (千円)
39		58	68	50	5,861	62,749
40		80	66	54	2,714	39,458
41		100	132	69	11,801	256,734
42		94	96	58	8,221	92,447
43		102	90	58	5,737	229,024

春の火災予防運動

2月28日～3月13日



火事はあなたのちよつとした不注意がもとで発生します。これからの季節はとかく“火”に対する注意がおろそかになりがちです。十分注意してください。

“あなたは火事の恐しさを知らない”

低学年から字源指導を

成果あがる須津小の漢字教育

「ちかごろのこどもは字を知らない」という声をよく聞きます。ところで、市立須津小学校（植松清彦校長）では、ムリなく楽しみながら習得できる漢字指導を実施し、効果をあげています。それではみなさんとともに須津小学校の漢字教育をみてみましょう。

須津小学校は、昭和41年に国語教育の研究指定校になってから、指導方法の研究、実践に取り組んできました。

指導の基本は、まず「読むこと」と「書くこと」にわけ、第一段階として読めること、次に書けることをねらいとしています。また、漢字はむずかしいという児童の先入観を、やさしい字、おもしろい字という考えに変えていくことに重点をおいています。

具体的な指導としては、早い時期から漢字を多く与え、多く学ばせるようにしています。

これは、①記憶力のよい低学年のときにひらがなより覚えやすい漢字をたくさん与える。②早く提出すれば反復練習する機会が多いので覚えやすい。③漢字はある程度多く与えたほうが、相互に関連ができて覚えやすくなる。④字源指導をすると、低学年でも興味と関心を持ち、楽しみながら習得できる。⑤一度ひらがなで覚えた言葉を漢字にするのは、最初から漢字で覚えるより労力と時間がかかる。——などの理由によります。

こうした基本原則をもとに、各学年の指導要領がつくられています。

〔1・2年〕

教育漢字だけで当用漢字は入れない。筆順指導は基礎的、原則的なきまりを重点的に指導する。

3・4年

教育漢字をおもに、当用漢字も提出する。新しく出る漢字が多いので、音訓両面の指導をする。一つの漢字を類語または反対語なども使い理解を深める。辞典の使用に慣れさせる。

〔5・6年〕

漢字の出し方は3・4年と同じ。読みかえ漢字が多いので、音訓両面から指導をする。作文はもちろん、日常生活でもすでにならった漢字を適切に使うようにさせる。国語辞典、漢和辞典を自主的に活用させるようにする。

それでは具体的な実践活動をみてみましょう。

文部省から小学校1年がおぼえるべき漢字としているのは46字です。ところが須津小学校では250字も提出します。

字源指導では、校内テレビを利用して「漢字の玉手箱」という番組をもうけ、児童たちによって字源をとおした読み、意味、使い方などの学習を行なっています。このほか教室の中に掲示して、つねに子どもたちがそれに慣れるように指導しています。

次に「はり漢字」による指導方法があります。「はり漢字」は、

教科書のなかから漢字にしたほうが読みやすいもの、意味のわかるような言葉を教師がひろい、ひらがなの長さに漢字を印刷して教科書にはりつけます。

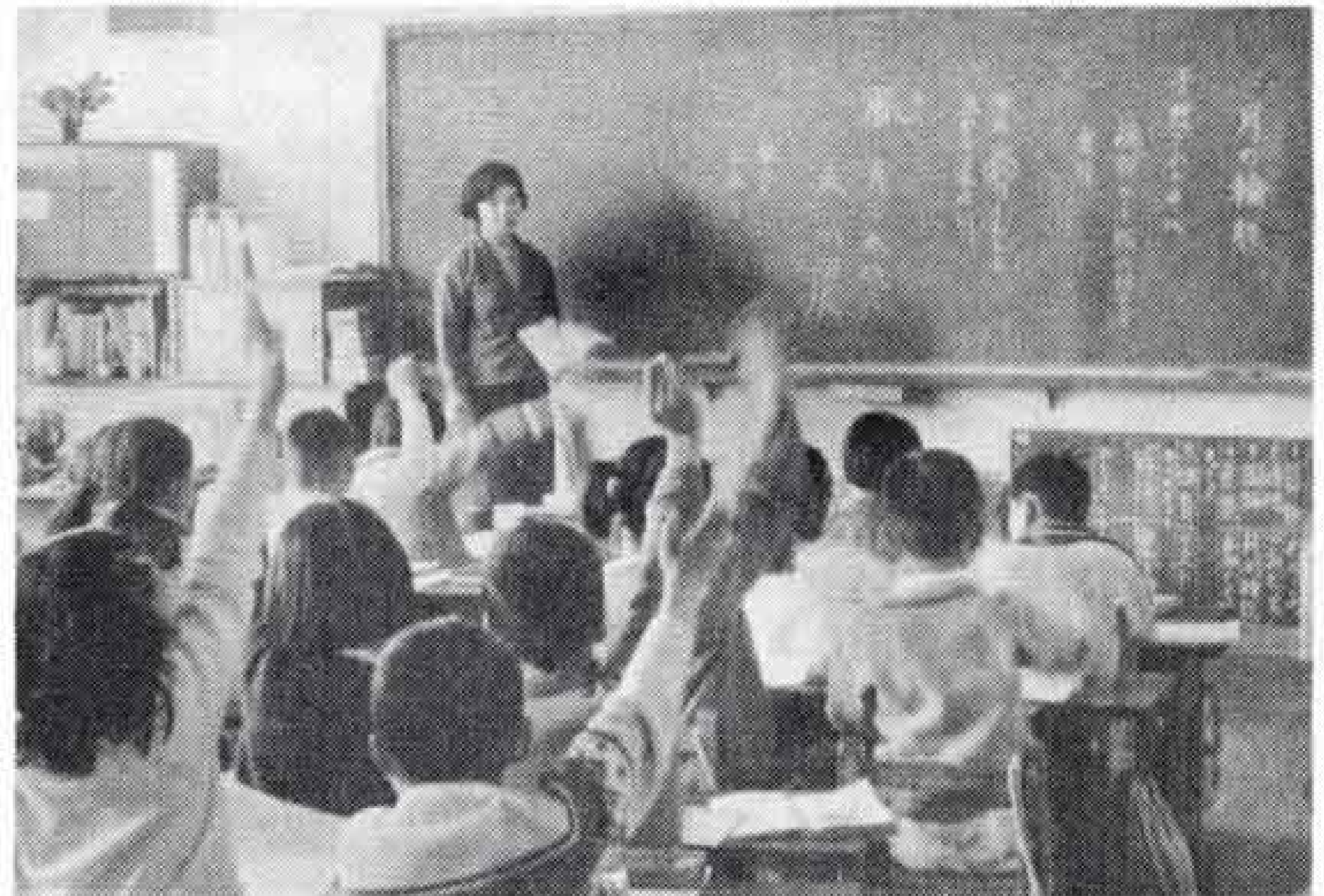
また、掲示物や予定黑板には当用漢字の範囲内で、できるだけ漢字になおし、つねに漢字に目をふれさせるように指導しています。

こうした指導の成果は次のようにあらわれています。

各学年の教育漢字の習得状況は1年が22字、2年が194字、3年が271字、4年が414字、5年が632字、6年が740字となっています。とくに2年生は配当字数151字を相当に上回るほどの効果をあげています。

そのうえ、読み、書きができるようになったので、文章を深く理解できるようになるとともに、国語に興味をもつようになりました。また、他の教科についても内容がよく理解できるようになった、などの成果をあげています。

植松校長の話「漢字は国語の中核といえます。その漢字を、児童たちがムリなく、楽しみながら習得できるように苦心してきました。さいわい、3年間実施して効果もあがってきたので、今後も根気よく研究を続け、指導していきたいと思っています。」



申告をお忘れなく！

■申告場所は

- 吉原地区……富士財務事務所
- 富士地区……富士事務所市民税課
- 鷹岡地区……鷹岡事務所

市県民税の申告期限は3月15日までです。申告を忘れるといろいろな控除が認められなかったり、高い税金を納めることとなりますので、必ず期限内に申告をしてください。



市民交通傷害保険

更新の手続きお忘れなく

市民交通傷害保険の契約期間が3月31日で切れます。

この保険制度は、ますます多くなる交通事故に備え、万一事故にあったときの生活資金になるようにと、昭和42年4月に発足しました。

保険料は1人1日1円。年間360円で最高50万円まで保障します。加入の申込用紙を各家庭へお届けしましたので、すでに加入している人は更新の手続きを、まだ加入していない人は加入の手続きをするようおすすめします。

加入の受け付けは本庁交通課、各事務所市民課、各支所で行なっています。申込用紙に保険料(1人360円)をそえてお申し込みください。

それでは、この保険制度のあらましをご紹介します。

■加入できる人は

富士市内に住んでいて住民基本台帳に登録してある人ならだれでもできます。

■保険料は

1人年間360円で1回払いです。年度の途中から加入する人は月額30円で計算します。(たとえば8月から加入すると240円)なお、加入できるのは1人1口です。

■契約の期間は

毎年4月1日から翌年の3月31日までです。途中から加入した人も同じです。

■支払う金額は

○なくなられたとき	50万円
○ケガをしたとき	
・6カ月以上	10万円
・3カ月以上6カ月未満	5万円
・1カ月以上3カ月未満	2万円
・1週間以上1カ月未満	5千円
・1週間未満	2千円

■対象になる事故は

自動車、自転車、荷車などの車両およびトロリーバスに乗っていたときの事故または歩いていてこれらの車両にはねら

れたり、ひかれた事故です。なお、電車航空機、船舶の事故は対象になりません。

■保険金の請求手続きは

交通事故証明書(警察署で発行)と医師の診断書を請求書類にそえて申し込みをした窓口へ提出してください。

なお、昭和42年度の加入者は21,431人でした。このうち、不幸にも事故にあわれた人は146人で、保険料の納入額709万円に対し、796万円をお支払いしました。

ひとこと

野ネズミ退治の対策は

桜林利里子(十兵衛)

問

このところ野ネズミが増え、ゴミ箱を荒しまわり、はては我家の屋根裏まで入り、困っています。年に1度ほどゴキブリとネズミ退治の薬が区から配布されますが、そんな程度では全然ききめがありません。多分区費から出ていると思いますが、市では野ネズミ退治に対し、どのような対策をたっているのでしょうか。

答

市は、ネズミ退治のため毎年1回、各家庭に殺そ剤を無料で配布しています。また、田畑の野ネズミ退治は農政課で1年に1回行なっています。

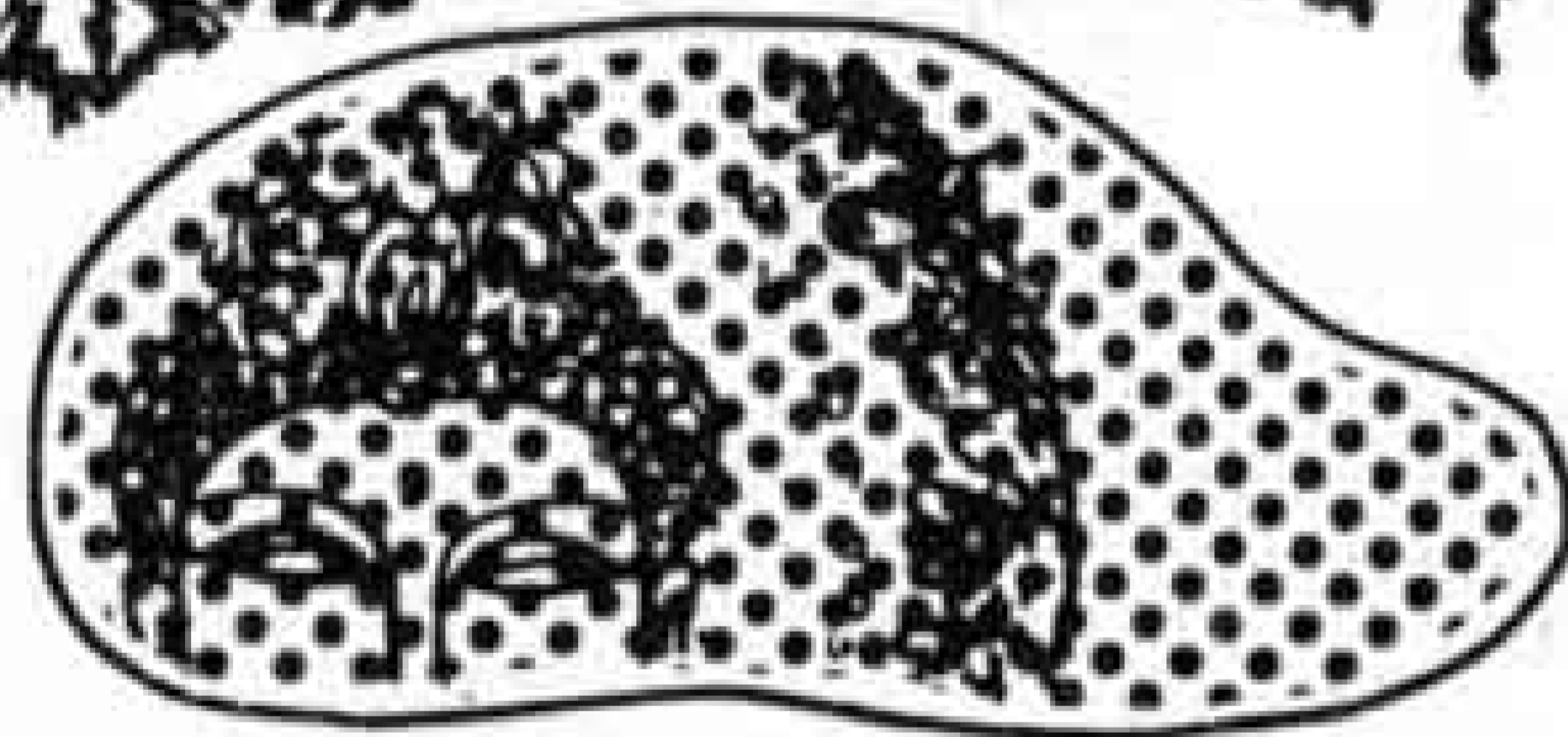
しかし、ネズミを退治するには根気とくふうが必要です。地域ごとに対策をたて、近所でいっせいに薬をまくようにしないと効果はなかなかあがりません。ぜひともお互いに協力してネズミ退治の効果をあげていただきたいと思います。

しかし、薬や捕獲器だけではネズミ退治はできません。みなさんの家庭から出される残飯はネズミにとっては大好物です。ですから、ふだんからネズミにエサをやらない心掛けをみなさんをお願いします。

なお、各家庭に配布する薬の購入費は町内会費や区費からはでていません。市は薬を購入するため、43年度は約50万円使用しました。

(衛生部衛生課)

仏像をたずね?



天台大師

岩本の実相寺に一切経を収めてある経蔵があります。

岩本山の中腹にある祖師堂の北側の、木立ちにかこまれた小さな建物です。この中に天台大師の等身大の木像が安置されています。法衣をまとった漆墨の姿は一宗の開祖にふさわしく、右手は2本の指で釈迦(しゃか)を現わす印を結んでいます。作者や年代はよくわかりませんが、実に立派な仏像です。

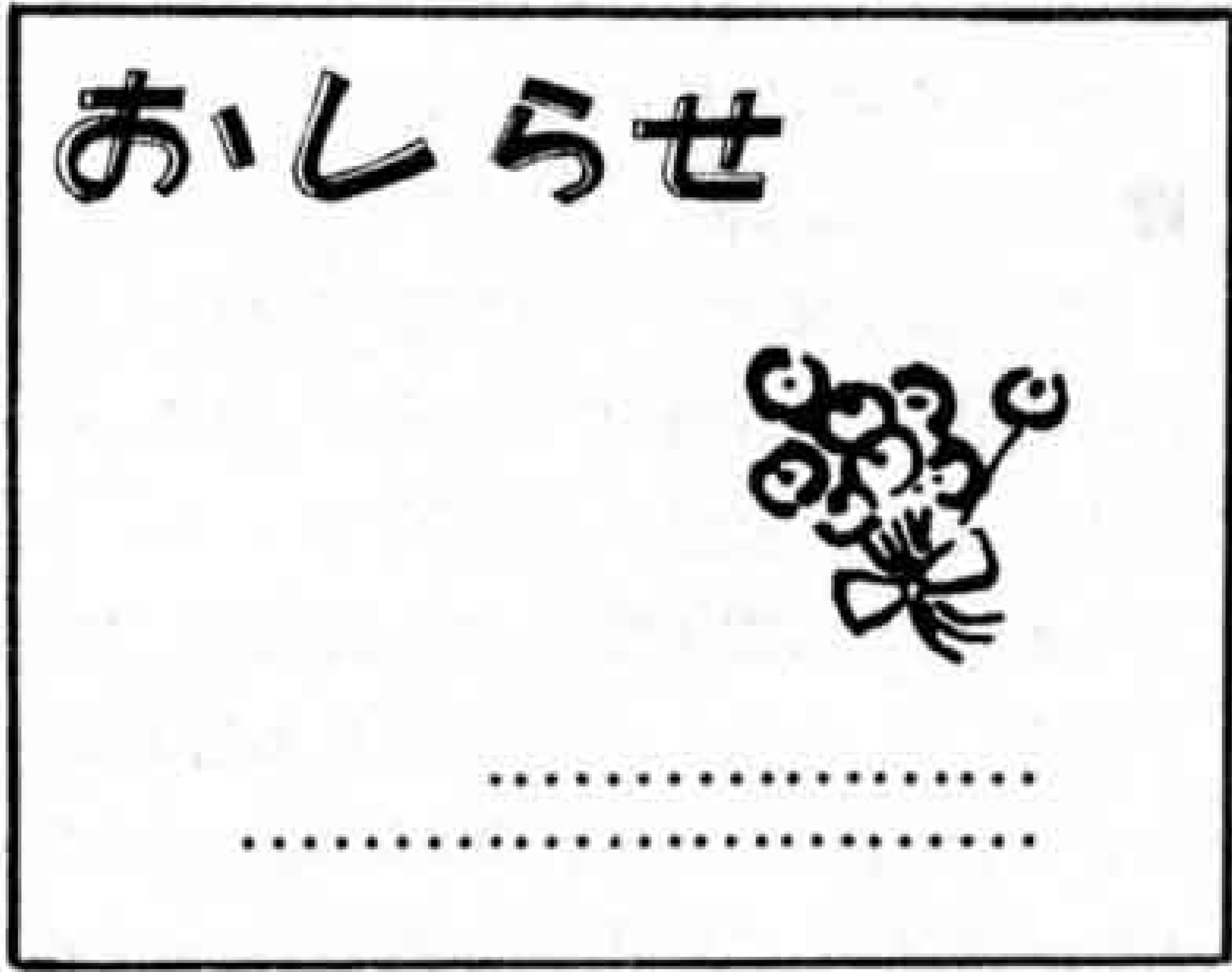
また、この経蔵は約700年前に日蓮上人が「立正安国論」を起草するため、3年間こもったと伝えられています。蔵は当時のものではありませんが、薄暗く実に静かで、なんとなく日蓮上人の姿がしのべれます。

天台大師は、支那の隋のころの人で支那天台宗の開祖です。日本の僧最澄(さいちょう=入寂してから伝教大師と呼ばれた)は、平安時代(796~1184)の初期に12歳で出家し、奈良や比叡山で修業しました。のちに唐にわたり、支那天台宗を勉強して、帰国してから日本の天台宗を開きました。

この実相寺は、智印上人が約800年前の久安年間(1144~1150)に開山した天台宗のお寺でした。しかし鎌倉時代(1185~1332)になって、日蓮宗に改宗しました。なお、実相寺は日興上人や日朗上人などとは特に深いつながりがあり、それにまつわる逸話も多く残されています。

(鈴木富男)





勤労青少年寮の空室の案内

勤労青少年会館は、寮生の募集を行なっています。勤労青少年寮は、県内外の遠隔地から市内の中小企業に就職した青少年の定着をはかるためにつくられたものです。募集の要領は次のとおりです。

■入寮の資格

県外、県内（富士市以外）から市内の中小企業に就職してきた新規学卒者または25歳以下の独身男子従業員で、寮生活に適していると認められた人。

■入寮できる期間

原則として2年以内。

■募集の人員

70人（定員になりしだい締め切ります）

■寮費

1人月額 2,500円（事業主 1,500円 入寮者 1,000円）

■食費

1カ月 5,000円くらい（1日朝夕2食）

■募集の期間

44年3月31日まで（時間は午前9時から午後5時まで。木曜日を除く）

■申込み方法と場所

事業主が直接、勤労青少年会館（市内広見町 電話52-6129へ申し込みをしてください。

占領軍による人身被害者は 給付金の請求を早めに

昭和20年9月2日から昭和27年2月27日までの占領期間中に、連合軍の軍人、軍属、またはその家族などにより人身被害を受けた人の、給付金請求期限は昭和45年4月28日までです。

占領軍によって不法行為、文通事故などがあった人は、期限内に請求の手続きをしてください。

請求先は、市総務部庶務課（本庁 電話52-6111）または、富士防犯施設事務

市営住宅

入居希望者を募集

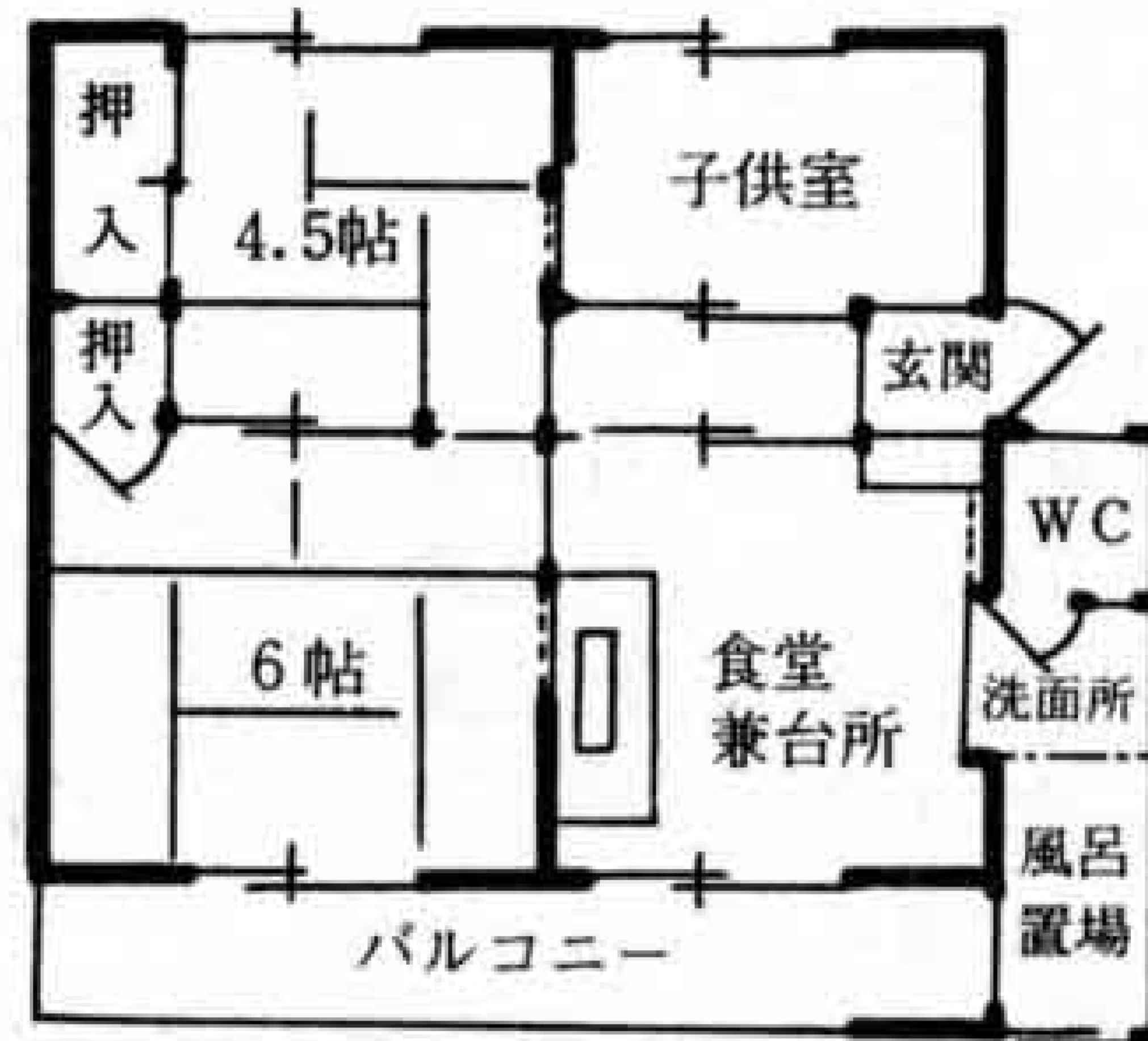
…吉原団地の32戸…

市住宅課は、吉原団地に市営住宅32戸の建設をすすめています。近く完成しますので入居希望者の募集をします。

■申し込みのできる人

- 同居する親族のある人
- 市内に住んでいるか、市内の事業所に勤務している人
- 現在住宅がなくて困っている人
- 入居者と家族の昨年1年間の所得が扶

第1種



第2種



固定資産課税台帳

おみせします

市資産税課は、固定資産課税台帳をつぎのようにおみせしますので、固定資産をおもちの人は確認をしてください。

■期間は

44年3月1日から3月20日まで

■時間は

毎日午前8時30分から午後4時45分まで

■場所は 各事務所資産税課

所（御殿場市萩原606 電話2-1622）です。

内職の

あっせんします

県内職公共職業補導所は、内職者の求人、求職のあっせんを行なっています。

市内の事業所で、内職に出す仕事のある事業所は相談におかけください。

○富士相談所（市役所富士事務所内商工課 電話61-2300）

○沼津連絡所（東部労政事務所内 電話0559-62-4562）

設備近代化資金を融資

…最高は300万円…

県は昭和44年度の中小企業設備近代化資金の貸し付けを次のように行ないます。

■貸し付けの対象

- 国の指定した業種を営する中小企業者が購入する設備
- 原則として昭和44年度（44年4月1日から45年3月31日まで）に着工し、完成する設備。ただし、44年1月1日から3月31日までの契約は認められますが、その期間内の支払いは設備代金の30パーセント。

■貸し付けの金額

10万円から300万円まで（ただし所要資金の2分の1以内）

■利息と償還方法

- 利息は無利子
- 償還方法は、1年据え置き4年均等年賦償還

■申し込みの期間

44年4月1日から4月25日まで

■申し込み先

商工会議所・商工会・業種組合